

領事メルマガ（次回領事出張サービスお知らせ他について）7月19日号

<<今号の内容>>

1 次回領事出張サービスを、10月16日(土)、チューリッヒ日本人学校にて行います。

2 パスポートは大丈夫ですか？（保管場所と有効期間について）

3 在外選挙人名簿登録はお済みですか？

1 次回領事出張サービスは10月16日(土)チューリッヒ日本人学校

次回領事出張サービスは、10月16日(土) 10:00-12:00, 13:00-15:00、チューリッヒ日本人学校にて開催いたします。出張サービスの申し込み受付は9月30日(木)大使館必着ですので、申し込み期限をお間違えないようお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryojisvc.html

今後の領事出張サービスについては、引き続きスイス連邦政府の感染予防措置や国内の状況を見ながら、在留邦人の皆様にご案内いたします。

2 パスポートは大丈夫ですか？（保管場所と有効期間について）

旅行直前にパスポートが見つからない、又は有効期限が切れていたなどで旅行日程を変更せざるを得ないとの相談が毎年寄せられています。パスポートの新規発給又は更新には原則4日必要です。また、有効期限が切れている場合は、申請の際、6ヶ月以内に発行された戸籍謄本／抄本の原本が必要です。戸籍謄本はご自身で本籍地役場よりお取りいただく必要があります。戸籍謄本を取り寄せることや、休館日との関係で、申請や交付に更に時間が必要となる場合もありますので、念のため、ご自身のパスポートの所在・記載事項につき今一度ご確認をお願いします。なお、日本国籍のみの方は、シェンゲン域内への移動であっても、パスポートを所持する義務がありますので、ご注意ください。

(例1) 出発前日(又は当日)にパスポートの保管場所がわからない(紛失の可能性)。
→旅行を延期せざるを得なくなり、変更・キャンセル料の発生など余計な経費が生じてきます。早めの確認をお願いします。

(例2) パスポートの残存期間が短い又は有効期限が切れている。

→第三国への入国時にパスポートの残存期間が3ヶ月(又は6ヶ月等)以上必要であるなど何らかの条件がある場合入国できない可能性があります。事前に訪問先の国の入国時における情報を確認してください。また、有効期限が切れている場合はそのパスポートを使用できませんので、旅券の申請をおこなってください。申請の際、6ヶ月以内に発行された戸籍謄本/抄本の原本が必要です。戸籍謄本はご自身で本籍地役場よりお取りいただく必要があります。

(例3) 査証欄に空き頁がない。

→査証を必要とする国の場合、査証申請を受理してもらえない可能性があります。査証欄の増補(1回限り可能)又は新規にパスポート申請をしてください。

3 2021年は、衆議院議員総選挙が実施されます。

海外からの投票には、事前に在外選挙人名簿登録が必要です。登録には3ヶ月程度かかる場合があります。申請手続きの準備ができましたら大使館領事窓口、または領事出張サービス会場で登録の申請をお願いします。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信、解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら](https://www.maimz.emb-japan.go.jp/maimz/menu?emb=ch) (<https://www.maimz.emb-japan.go.jp/maimz/menu?emb=ch>)から手続きをお願いします。(転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。)

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular Section

Postfach 3000 Bern 9

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

https://www.ch.emb-japan.go.jp/jp_home.htm

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>